17 貸出金の種類別平均残高

（単位：百万円、%）

科目	平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	30	0.0	14	0.0
手形貸付	1,678	0.7	3,707	1.6
証書貸付	207,855	99.0	226,514	98.2
当座貸越	318	0.1	280	0.1
合計	209,883	100.0	230,517	100.0

18 貸出金・債務保証見返額の担保別残高

（単位：百万円、%）

区分	平成27年度				平成28年度			
	貸出金	構成比	債務保証見返額	構成比	貸出金	構成比	債務保証見返額	構成比
当組合預金積金	573	0.2	1	0.4	1,119	0.4	1	0.5
有価証券	605	0.2	-----	-----	710	0.2	-----	-----
動産	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
不動産	117,257	52.7	279	71.3	126,000	51.6	225	78.1
その他	981	0.4	-----	-----	1,691	0.6	-----	-----
小計	119,418	53.6	281	71.8	129,521	53.0	227	78.7
信用保証協会・信用保険	1,654	0.7	-----	-----	1,218	0.4	-----	-----
保証	96,092	43.1	110	28.1	106,245	43.5	61	21.2
信用	5,296	2.3	-----	-----	7,016	2.8	-----	-----
合計	222,462	100.0	391	100.0	244,000	100.0	288	100.0

19 貸出金の使途別残高

（単位：百万円、%）

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	78,534	35.3	82,010	33.6
設備資金	143,927	64.6	161,990	66.3
合計	222,462	100.0	244,000	100.0

20 貸出金の業種別残高・構成比

（単位：百万円、%）

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,239	0.5	1,142	0.4
農業、林業	56	0.0	46	0.0
漁業	-----	-----	-----	-----
鉱業、採石業、砂利採取業	108	0.0	286	0.1
建設業	5,292	2.3	5,926	2.4
電気、ガス、熱供給、水道業	58	0.0	57	0.0
情報通信業	1,914	0.8	2,473	1.0
運輸業、郵便業	143	0.0	145	0.0
卸売業、小売業	9,655	4.3	8,613	3.5
金融業、保険業	4,611	2.0	4,588	1.8
不動産業	157,428	70.7	165,290	67.7
物品賃貸業	13	0.0	9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,576	0.7	5,656	2.3
宿泊業	12,651	5.6	16,849	6.9
飲食業	2,264	1.0	2,569	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	9,171	4.1	12,237	5.0
教育、学習支援業	230	0.1	223	0.0
医療、福祉	4,934	2.2	4,955	2.0
その他のサービス	5,378	2.4	7,789	3.1
その他の産業	381	0.1	359	0.1
小計	217,109	97.5	239,221	98.0
地方公共団体	-----	-----	-----	-----
雇用・能力開発機構等	-----	-----	-----	-----
個人（住宅・消費・納税資金等）	5,353	2.4	4,779	1.9
合計	222,462	100.0	244,000	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

21 貸出金の固定金利及び変動金利区分別残高

（単位：百万円、%）

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利型	56,508	25.4	60,411	24.7
変動金利型	165,954	74.5	183,589	75.2
合計	222,462	100.0	244,000	100.0

22 代理貸付残高

（単位：百万円）

区分	平成27年度	平成28年度
全国信用協同組合連合会	391	288
商工組合中央金庫	------	------
日本政策金融公庫（中小企業事業）	------	------
日本政策金融公庫（国民生活事業）	------	------
独立行政法人住宅金融支援機構	28	19
独立行政法人福祉医療機構	3	3
独立行政法人雇用・能力開発機構	------	------
その他	------	------
合計	423	312

23 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、%）

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	不良債権比率 (A)/合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度	1,061	908	153	1,061	100.0	100.0	0.5
	平成28年度	953	761	191	953	100.0	100.0	0.4
危険債権	平成27年度	1,464	997	233	1,231	84.1	50.0	0.7
	平成28年度	932	650	140	791	84.9	50.0	0.4
要管理債権	平成27年度	76	45	3	48	63.4	11.5	0.0
	平成28年度	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
不良債権計	平成27年度	2,603	1,951	390	2,341	89.9	59.9	1.2
	平成28年度	1,885	1,412	332	1,744	92.5	70.3	0.8
正常債権	平成27年度	220,307						
	平成28年度	242,461						
合計	平成27年度	222,910						
	平成28年度	244,347						

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、3ヵ月以上延滞債権（元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）に該当する債権です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5.「担保・保証等（B）」は、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の債権並びに信用保証協会等確実な保証先による保証付の債権の当該担保・保証相当額です。なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 取立不能見込額として債権額から38百万円を、部分直接償却実施により減額しています。

24 リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、%）

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/(A)	貸出金に占める割合 (A)/貸出金合計
破綻先債権	平成27年度	6	6	0	100.0	0.0
	平成28年度	89	54	35	100.0	0.0
延滞債権	平成27年度	2,494	1,881	380	90.7	1.1
	平成28年度	1,771	1,340	290	92.1	0.7
3ヵ月以上延滞債権	平成27年度	-----	-----	-----	-----	-----
	平成28年度	-----	-----	-----	-----	-----
貸出条件緩和債権	平成27年度	76	45	3	63.4	0.0
	平成28年度	-----	-----	-----	-----	-----
合計	平成27年度	2,577	1,932	383	89.9	1.2
	平成28年度	1,860	1,394	325	92.5	0.8
貸出金合計	平成27年度	222,462				
	平成28年度	244,000				

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
5.「担保・保証等（B）」は、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに信用保証協会等確実な保証先による保証付の貸出金の当該担保・保証相当額です。
なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 取立不能見込額として貸出額から38百万円を、部分直接償却実施により減額しています。